七十一条	
七十四条第一項	に改める。
八十一条	

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○法務省令第十六号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第十項第四号ニ中「第五十九条の六第四項及び第五項を除き、」を削る。

第五十九条の六第四項中「東京都の特別区の存する区域及び」を削り、「、区」の下に「又は総合区」を加える。

別記第六号の三様式申請人等作成用2　○（「興行」）、同様式申請人等作成用3　○（「興行」）、別記第三十号様式申請人等作成用2　○（「興行」）、同様式申請人等作成用3　○（「興行」）、別記第三十一号の二様式申請人等作成用2　○（「興行」）及び同様式申請人等作成用3　○（「興行」）中「又は第2号」を削る。

別記第四十四号の二様式中「別記第四十四号の二様式（第二十九条の三関係）」を「別記第四十四号の二様式（第二十九条の四関係）」に、「第29条の3第2項」を「第29条の4第2項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、別記第六号の三様式申請人等作成用2　○（「興行」）、同様式申請人等作成用3　○（「興行」）、別記第三十号様式申請人等作成用2　○（「興行」）、同様式申請人等作成用3　○（「興行」）、別記第三十一号の二様式申請人等作成用2　○（「興行」）及び同様式申請人等作成用3　○（「興行」）の改正規定並びに次条は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から、別記第四十四号の二様式の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

○法務省令第十七号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「市町村」の下に「（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項にあっては、区又は総合区。第十六条及び第十七条において同じ。）」を加える。

第十六条第一項中「（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○法務省令第十八号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「、区」の下に「又は総合区」を加える。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○外務省令第四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。